医療機関向け

介助犬同伴受け入れマニュアル

～安心して受け入れていただくために知ってほしいこと～

イラスト：真希ナルセ

発行：社会福祉法人日本介助犬協会

『目次』CONTENTS

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

2. 介助犬ユーザーアンケート結果報告・・・・・・・・・・・P. 3

3. 介助犬を受け入れていただくために・・・・・・・・・・・P. 5

4. 介助犬を受け入れるための研修事例報告・・・・・・・・P. 13

聖マリアンナ医科大学病院

医療法人上善会　かりゆし病院

国立リハビリテーションセンター病院

愛知赤十字血液センター

5. 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 17

6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18

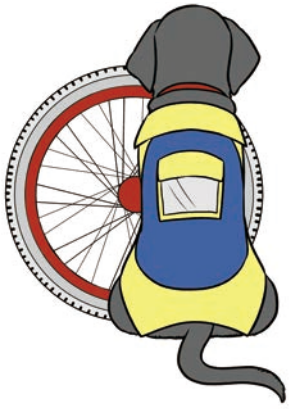

1. はじめに

2002 年に成立した身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）が施行され 15 年が経過します。盲導犬・介助犬・聴導犬と共に暮らすことで自立した生活を獲得し、行きたい所へ、行きたい時に、一人で安心して行けるようになることはとても素晴らしいことです。国連の障害者権利条約は障がいをもつことで不自由や不都合、まして差別があってはならないと謳っています。先進諸国からは大幅に遅れましたが、わが国においても 2016 年から「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行されています。

差別というのはとても強い言葉です。障がいをもつ方の多くが不自由や不安を感じ、社会からの疎外感を抱いた時、それらは社会的バリアとなり、社会参加を阻まれた当事者にとっては「差別」を感じさせてしまいます。昨今、心のバリアフリーという言葉を耳にする機会が多くなりましたが、「障がい」とは配慮がなされないことで生じる不自由や不都合ともいえ、超高齢化社会を迎えようとしているわが国が、障害者差別解消法から受け止めるべきことは、健常者と障がい者を区別しないという意識改革です。高齢者になることは幸せなことでもありますが、その半面不自由になることでもあり、差別解消は決して他人事ではないと考えます。

かつて、盲導犬使用者の友人が病院へお見舞いに行く際に「盲導犬は置いて来るように」と言われ、盲動犬について説明するために同行したことがあります。到着した病院には車椅子が用意されており、「歩けますので車椅子は不要です」と伝えると、「車椅子に乗っていただいた方が安全ですので」と言われ愕然としました。ここで使われた「安全」は、障がい者側の安全のように語られた病院側の「安全」でした。合理的な理由なく本人の自立歩行を禁ずる、これは明らかに差別に当たります。障がいをもっても自己決定をし、社会参加することを支援する、これがリハビリテーションであり、それこそが私たち医療従事者に課せられた使命ではないでしょうか。

補助犬は補装具（福祉用具）やヘルパーの利用などと同様に、個人が希望する自立や社会参加促進の選択肢であり、補助犬法の制定以来、わが国は補助犬と共に社会参加することを権利として認める社会になりました。とはいえ、犬という生物である特性上、道具とは異なり感染管理やアレルギーへの配慮、行動管理上の配慮などが必要であり、施設の規模や診療科によっては他の患者に配慮することも必要だと思います。

本調査は、医療関係者の皆様にあまり知られていない「身体障害者補助犬法」と「障害者差別解消法」について知っていただく機会になればと願って行われました。本マニュアルでは受け入れ側の不安が具体的に解決されるよう、多くの場面について写真を使って説明をしています。補助犬使用者にとって大切な場所である医療機関の皆様に、安心して「補助犬同伴」を受け入れていただく参考になれば幸いです。

社会福祉法人　日本介助犬協会
専務理事　医学博士　高柳友子

2. 介助犬ユーザーアンケート結果報告

介助犬使用者 22 名に対し、これまで介助犬を同伴して利用したことのある医療機関での受け入れ実態について調査を行った。

① 介助犬使用者の医療機関利用目的は以下の通りであった。

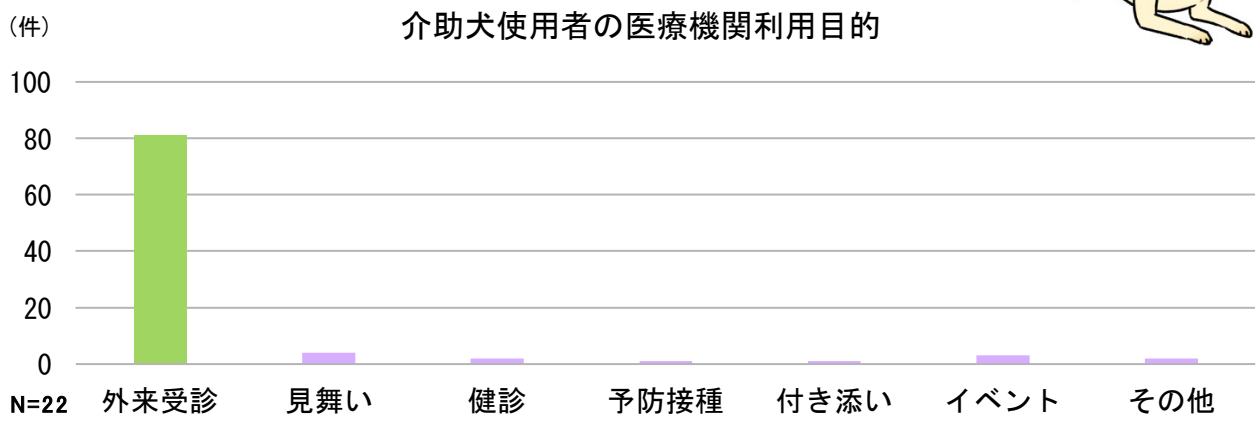

② 医療機関内の各場所について、介助犬同伴および同伴拒否の経験は以下の通りであった。

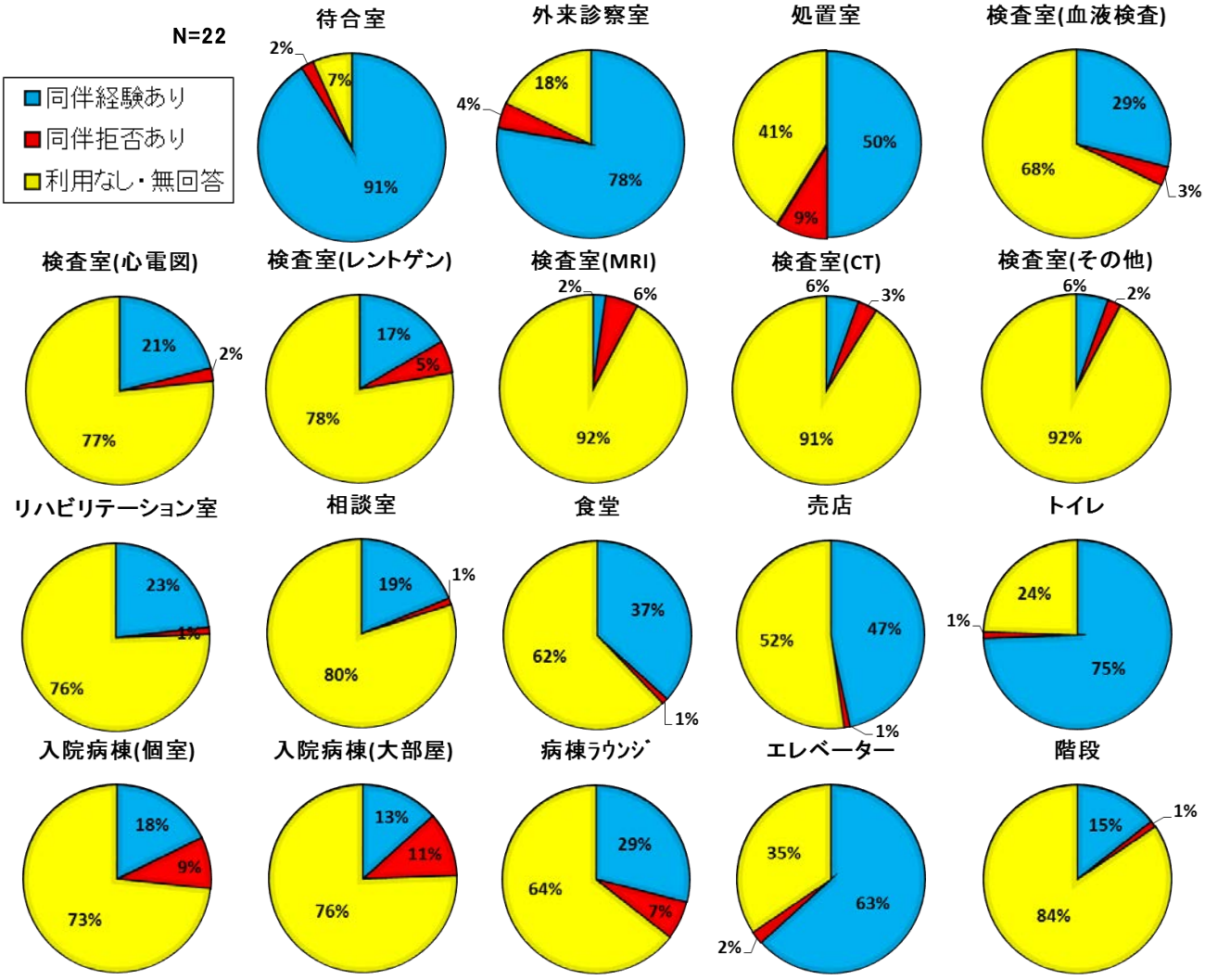

③自由記述まとめ

【良かったこと】

・病院関係者、患者への事前・当日周知（ポスター掲示等）をしてくれた　8名

・優しい無視をしてくれた　2名

・「何かすることはありますか？」と声をかけてくれた　1名

・通院、病院利用時、スムーズな受け入れの為に配慮してくれた　8名

【困ったこと】

・同伴拒否

○ お見舞い時　2名

○ 受診時　3名

・同伴可能エリアの制限　12名

○ 病棟がOKでも事務側NGなど病院によって対応部署が違うためか病院内でも対応が違う

○ メンタルクリニックは患者さんへの影響もあり、通常の入り口からではなく、直接診察室へ通されるので待合室へは入れない

○ 入院時に病室病棟には介助犬は入れない為、警備室に1日中おいてもらった（Drの厚意により）事がある

○ 診察室などへは同伴できないため、受診する科の受付に待機する場所を作ってもらっている

○ 父が入院することが決まり事前に病院へ連絡し、一旦はOKだったが担当者より再確認したらNGだったと同伴拒否。その後、病院内で検討いただき、病棟への同伴はOKになったが病室への同伴は禁止だった

○ 家族の手術前説明のとき、医師が「犬が苦手」と言う理由で同席して説明を聞くことができなかった

・その他

○ 2台分ある車いす専用駐車場がいつも満車で病院外の一般駐車場で乗降するスペースも無く、病院までの距離も遠く、ガタガタな道を介助犬と一緒に車イス移動がとても大変

○ 各科の受付の方や看護師さんに見守ってもらっているが、様子がほぼ分からず不安になる時がある。（他の患者さんに受付の方が、触らないことなどを説明できなかったためか、触られてしまい、テンションがいつもと違ってきてしまったなどがあり、それ以降何かしらトラブルはないか？と不安になる）

【受け入れ事例のない病院にやってほしいこと】

① 病院側への理解、周知　13名

② お見舞いの際の病室への受け入れ　1名

③ 駐車場の確保　1名

3. 介助犬を受け入れていただくために

介助犬は下記のような表示を犬につけ、「介助犬」と表示をしています。

介　助　犬

認定番号	○×△ 第 1234 号
認定年月日	平成○○年△月×日
犬種	ラブラドール・レトリバー
認定を行った指定法人の名称	○△□×リハビリテーションセンター
指定法人の住所及び連絡先	社会福祉法人　日本介助犬協会 愛知県長久手市福井1590－51 0561－64－1277

左写真拡大

また、使用者自身は図 1 の身体障害者補助犬認定証と図 2～図 4 の補助犬の健康管理手帳を携帯しています。

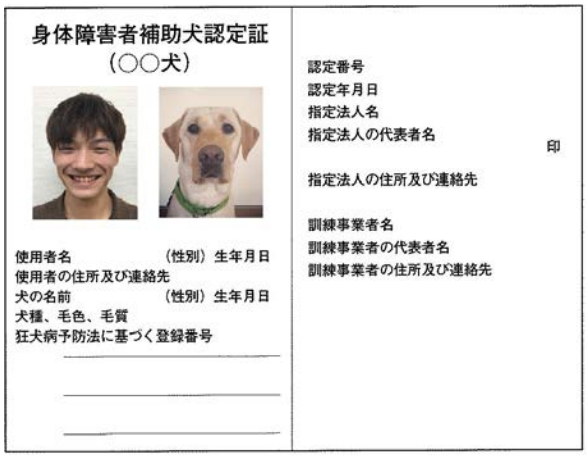

身体障害者補助犬認定証
（○○犬）

使用者名　（性別）生年月日
使用者の住所及び連絡先
犬の名前　（性別）生年月日
犬種、毛色、毛質
狂犬病予防法に基づく登録番号

認定番号
認定年月日
指定法人名
指定法人の代表者名　印
指定法人の住所及び連絡先
訓練事業者名
訓練事業者の代表者名
訓練事業者の住所及び連絡先

図 1

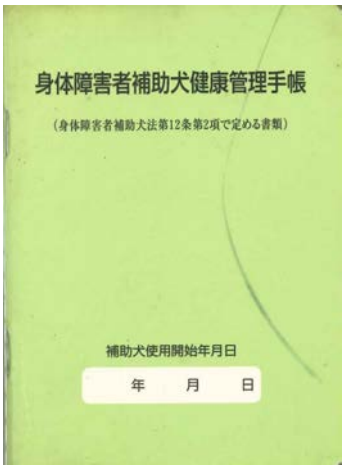

身体障害者補助犬健康管理手帳
（身体障害者補助犬法第12条第2項で定める書類）
補助犬使用開始年月日
年　月　日

図 2

獣医師による健康管理記録
（予防接種、検診等の記録）
年　月　日
獣医師名　印
診療機関名、住所
年　月　日
獣医師名　印
診療機関名、住所

図 3

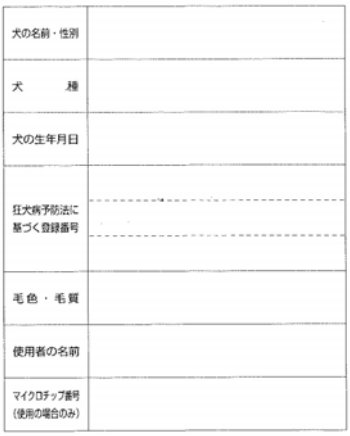

犬の名前・性別	
犬種	
犬の生年月日	
狂犬病予防法に基づく登録番号	
毛色・毛質	
使用者の名前	
マイクロチップ番号（使用の場合のみ）	

図 4

【待合室】

身体障害者補助犬法について周知をお願いします。

Ex）待合室の椅子を利用した周知

車椅子と介助犬が待機可能なスペースで待機をご案内ください。

待合室から遠く離れた場所で待機させることはしないでください。
犬アレルギーがある方々に不安をもたれないように、介助犬使用者自身が配慮します。
アレルギーお方から離れたところで待機する必要がある時は、その旨を介助犬使用者へご説明ください。

個人医院においても同様

【外来診察室】

介助犬は使用者の傍でおとなしく待機することが出来ますので、診察室に同伴することに支障はありません。ドクターやナースなど関係者が犬を触ったり声をかけたりし、介助犬を興奮させてしまう事がないようにお願いします。
診察の際、使用者が痛い、苦しいなどの反応を示す事が予測される場合には、介助犬が使用者を心配して落ち着かなくなる、使用者も介助犬に対して適切に指示する事ができなくなるなどの可能性があります。その場合には、同行者に診察室外で一緒に待機してもらうこともご検討ください。

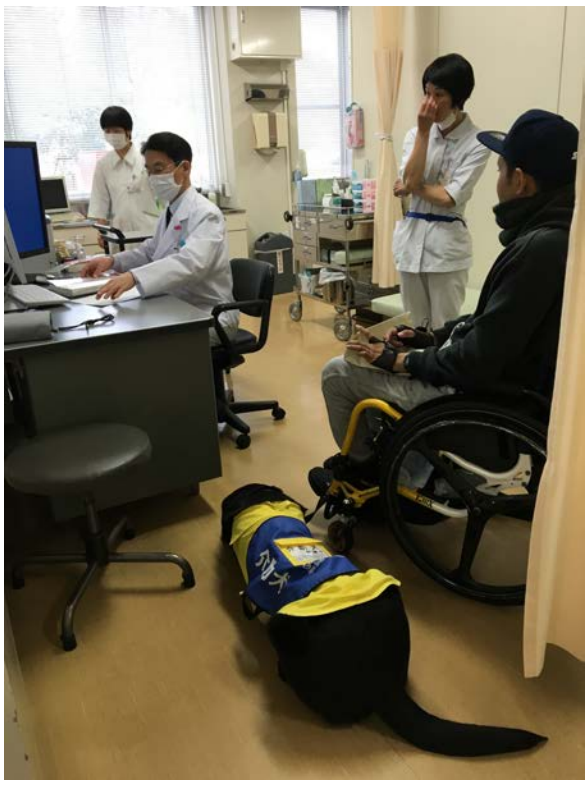

歯科

【検査室等（処置室）】

採血や処置の間、介助犬は傍でおとなしく待機することが出来ます。
処置や治療で使用者が痛い、苦しいなどの反応を示す事が予測される場合には、介助犬が使用者を心配して落ち着かなくなる、使用者も介助犬に対して適切に指示をする事ができなく

なるなどの可能性があります。その場合には、同行者に検査室（処置室）外で一緒に待機してもらうこともご検討ください。

【検査室（レントゲン)】

レントゲン室に介助犬を同伴して邪魔にならないところに待機させます。

被曝が心配される場合には、防護ついたてなどを隔てて待機させて撮影することもあります。(左写真参考)

被曝を防ぐようなガウンは犬にとって重量があるので不向きです。

撮影にどれくらいの時間を要するのか、事前に介助犬使用者にお知らせください。

【検査室（CT・MRI）】

介助犬は使用者の顔が見えている方が落ち着きます。そのため、下記の写真では CT 室に一緒に入り、犬への被曝を避けるために防護用ついたての鉛ガラスを隔てて待機させています。脱衣室のように他に人が来ない場所や、技師がいるコントロールルームで待機させることが最も多いです。この場合も、犬を興奮させる事がないように、技師が犬を触ったり声をかけたりしないようにしてください。

使用者には、CT 撮影にどれくらい時間を要するかを予めお知らせください。その時間によっては、介助犬だけを待機させるのではなく、家族やヘルパーに検査中、介助犬を預かっていてほしいと利用者が判断することもあります。

MRI は時間がかかること、大きな音がして犬に不安を与えてしまうことなどを予め使用者に説明し、部屋に同伴出来ない事や、介助犬だけで待機させる時間が長くなる旨を説明してください。

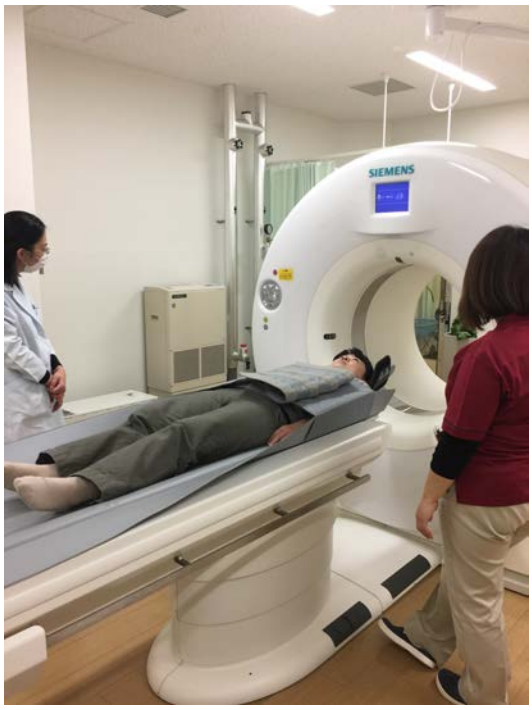

【リハビリテーション室（理学療法室・作業療法室）】

作業療法室：
介助犬は、机の下などで待機する事が出来ます。机の下に待機するスペースがない場合は、使用者の目の届く範囲で、他の利用者の邪魔にならない場所に待機するように、介助犬使用者や育成事業者と事前にご相談・ご検討ください。
理学療法室：
ベッド上での施術では、ベッドサイドに待機させる事で介助犬も落ち着いていられます。待機している介助犬が他の利用者にとって不都合がある場合には、以下のような方法を取っている実例がありますので、下記の写真を参考にしてください。

- 他の利用者の出入りがない場所、医局やスタッフルームのようなところで待機する
- 1～2 週に 1 度の頻度で来られる介助犬使用者の場合は、予め設定した待機場所やリハルームの端などに折り畳み用の布ゲージ（使用者本人が持参するもの）を置いてそこで待機することが可能です。

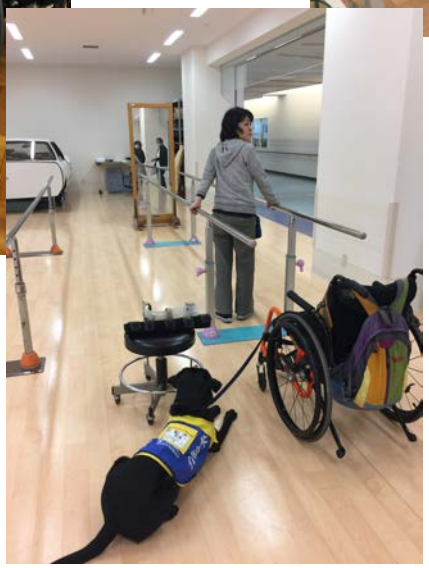

【入院病棟】

お見舞い：

・ 個室でのお見舞い
　お見舞いの間も介助犬は常に使用者が管理しており、支障があることはありません。

・ 大部屋でのお見舞い
　介助犬は予防接種や飼育・行動管理など、公衆衛生上、人畜共通感染症の予防管理は徹底されています。また抜け毛が少なくなるように手入れをし、洋服のようなものを着せることで他の方へ配慮しています。予め同室の方々にご理解をいただき（許可を得て）、アレルギーのある方にも配慮した上でお見舞いに行きます。
　実際に同室内に犬が怖い、部屋に入ってきてほしくない方がいらっしゃる場合には、病棟内のラウンジで面会するなどの対応をご検討ください。

入院：

介助犬使用者が日々の飼育管理が出来ると判断された場合には、介助犬同伴の入院を検討していただければ幸いですが、盲導犬使用者の骨折、聴導犬使用者の出産時を除いて、介助犬を同伴して入院した事例はこれまでありません。
検査入院や軽症で短期間の入院が必要という程度であれば、介助犬使用者が管理可能かどうかをご相談いただいた上で、同伴入院が可能かご検討下されば幸いです。

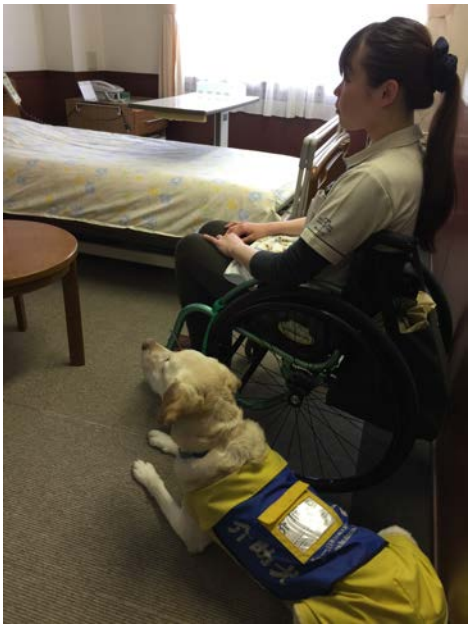

個室

大部屋

【トイレ（多目的トイレ）】

介助犬の多くは、多目的トイレやトイレの入り口などのスペースにペットシーツを敷き、排尿も排便も指示によって出来るようにトレーニングされています。使用済みのペットシーツは介助犬使用者が持参しているビニール袋に入れて持ち帰るか、捨てる場所（人用オムツのゴミ箱など）があれば破棄します。
排便物の処理は、基本的には介助犬使用者が自分で処理できるように訓練していますが、障がいの程度によってはペットシーツの拾い上げなどのお手伝いが必要な場合があります。使用者より依頼があった場合にはお手伝い・ご協力をお願いします。
外で排泄をする介助犬もいますが、所構わず排泄することはありませんし、排泄物の処理は介助犬使用者が責任をもって行います。

【食堂・売店などのパブリックスペース】

一般の飲食・商業施設同様、介助犬を同伴しての受け入れをお願いいたします。スペースや動線の問題などに関して、また利用方法などにつきましては別途ご相談ください。

4. 介助犬を受け入れるための研修事例報告

【聖マリアンナ医科大学病院様】

HP アドレス：http://www.marianna-u.ac.jp/hospital/

「他の病院でも安心して受け入れていただくために」

聖マリアンナ医科大学　病院長
北川　博昭

我々の大学病院には勤務犬ミカがおります。白血病のこどもの熱意に応えたいと言う職員の気持ちから導入への取り組みを始め、その第一歩は多くの患者さんや職員に、犬がいる病院のイメージを持っていただく啓蒙活動です。社会福祉法人日本介助犬協会と公益法人日本盲導犬協会にご協力いただき、各協会の賛助会員に加えていただき PR 犬を用いた動物介在活動(犬による病棟訪問)を２ヶ月に一度のペースで開始しました。また、犬の魅力や目的を講演会や説明会を繰り返し行い、患者さんにも参加していただき、その活動を知ってもらう努力は惜しみませんでした。大学病院の主催する、オープンホスピタルにも犬の展示スペースを作成し、勤務犬のもたらす効果、介助犬の役割を実際に紹介し、またビデオ上映し、多くの人に知ってもらいました。

次に犬がいることは衛生面でも問題が無いことを証明しました。医療環境や機材の清浄度を把握する目的で使用されるアデノシン三リン酸(ATP)の測定を感染制御部との連携でおこなうことが了承されました。さらに、入院のしおりに勤務犬の存在を新たに記載し、各病棟への掲示により、犬アレルギーや犬が苦手な患者への配慮を心がけました。

これらによって当院にも、介助犬使用者で通院しておられる患者さんがおられますが、外来、検査、待合、あらゆる場面で自然に介助犬の同伴は受け入れられています。犬同士が廊下ですれ違う場面や、廊下の片隅でお座りしながらご主人様の順番を待っている患者さんの光景が自然に見られる病院になりました。現状では日本介助犬協会と日本盲導犬協会のサポートで AAT と AAA を上手に利用していますが、今後は本院だけでなく付属 4 病院にもこの活動を広げ、多くの患者さんがその恩恵を受けられるようにしたいと考えています。

新たな取り組みは段階を踏んでいくことで無限の広がりをえることが出来ました。躊躇せず、きちっとした理解を皆にしてもらい、勤務犬の行動管理、健康管理をしながら果てしない未来に向かって邁進中です。

当院の取り組みが、他の大学病院の皆様にも　補助犬同伴受け入れは安心して出来ることであることの理解につながれば幸いです。

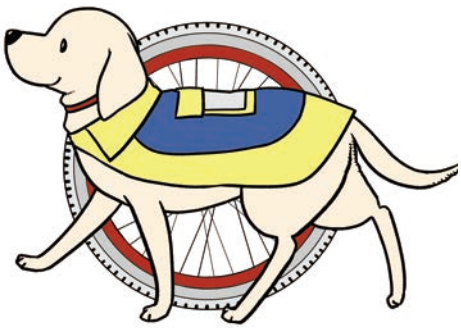

【医療法人上善会　かりゆし病院様】

HP アドレス：http://www.kariyushi-hp.com

「介助犬の受け入れから現在、そしてこれから」

医療法人上善会　かりゆし病院　院長
橋本　孝来

当院に通院されている患者様が介助犬ユーザーとして認定を受けるため、認定後の受診時には介助犬同伴で受診したい（病院として受け入れてほしい）とお話がありました。

当院として介助犬についての知識もなく、また準備もない状況で受け入れる事は、ご本人にも他の外来患者様へも多大なご迷惑をお掛けする事になると考え、職員全員が知識を共有し統一された対応を行うために介助犬についてトレーナーへ依頼し、職員向けの研修会を開催する事にしました。

また、ご本人が介助犬と共に当院を利用される状況を考えながら、待機場所の検討、他の患者様や職員周知を目的とした掲示物の作成、待合室での DVD の放映など、すぐに出来る事から取り組みを行いました。介助犬事業者と密に連携を取り、ご本人が通院される際の動線や機能訓練中の待機場所の確認も関係部署が一つになって考えました。

現在は、毎週の外来受診（リハビリを含む）を問題なく行う事が出来ており、他の外来患者様も違和感なく受け入れている様子が見られます。リハ室内においても「いたの！？」と周りの方も気がつかないほどで、「静かだね！お利口さんだね！」と院内において他の方への癒し効果もあるのではと感じます。受け入れにあたり「職員が学ぶ」「患者への周知を図る」何よりも「平等に医療を受けられる環境を提供する」という事を第一に、皆様へご理解いただく事が出来ました。当院ではこれからも地域に愛され、求められる医療、看護、介護サービスの提供を致します。

【国立リハビリテーションセンター病院様】

HP アドレス：http://www.rehab.go.jp/hospital/japanese/

「当院での補助犬同伴受け入れについて；検証と職員研修会」

国立障害者リハビリテーションセンター病院臨床研究開発部部長
深津　玲子

平成 28 年度障害者差別解消法の施行を受け、事業者は障害者に対する必要かつ合理的配慮が義務づけられ、医療機関における補助犬同伴の受け入れについても円滑に進むよう求められています。このような状況を踏まえ、平成 29 年 3 月 7 日に日本介助犬協会理事の髙柳友子先生を招き、当院での受け入れ体制の調査および職員研修会を実施しました。

「当院の受け入れ体制の調査」

車椅子乗車する補助犬ユーザーの目線で検証をするため、介助犬トレーナーが普通型車椅子に乗って PR 犬ヌーンと院内を回りました。当院は補助犬同伴可能であり、検証部門は外来、臨床検査、診療放射線、訓練部、入院病棟です。どの部門もスペースには余裕があり、スムーズな移動が確認でき、補助犬の待機場所も確保できました。また排泄は車椅子トイレでペットシーツを敷いて行いました。

「職員研修会」

前半は補助犬の役割ついての総論、補助犬ユーザー側の管理・責務について説明され、トレーナーと PR のデモンストレーションもあります。「補助犬はユーザーを障害者として捉えていない」という言葉がありましたが、まさにその通りであると感じました。ユーザーは補助犬の認定証と健康管理記録携帯が義務付けられており、犬の管理は徹底されています。それでも受け入れる側の知識不足のために、「感染の恐怖」という理由で医療機関でも同伴拒否がある、という説明もありました。

後半は、院内検証の結果についてご指摘いただきました。当院では補助犬の居場所に困ることは無さそうでありますが、MRI 室など工夫が必要な場所もあったと感じます。検証および研修会に出席した職員からは積極的な質問があり、補助犬同伴を受け入れるために、職員の対応体制を整え、また施設利用についての案内や他患者への説明の方法など、今後整備すべき点を教えられた有意義な研修会でした。

【日本赤十字社（愛知県赤十字血液センター）様】

読売新聞　平成 28 年 8 月 23 日掲載

献血するトレーナーの脇で待機する介助犬

採血室に補助犬同伴

障害者の不安解消

愛知で先行導入

名古屋市中村区、JRセントラルタワーズ20階にある県赤十字血液センターの「献血ルーム　タワーズ20」で22日、献血者に同伴した介助犬が初めて採血室に入り、採血中はベッド脇で待機した。これまでは採血室への同伴は認められず、問診室などに待機させていた。日本赤十字社では全国で受け入れを検討しており、愛知で先行導入に踏み切ったという。（千田龍彦）

採血室に入室できるようになるのは、目や手足が不自由な障害者が献血の際に同伴する盲導犬や介助犬などの補助犬。この日は献血ルーム側の受け入れ態勢の確認が目的で、日本介助犬協会（本部・横浜市）に協力を依頼した。長久手市内の介助犬総合訓練センターのトレーナー桜井友衣さん(30)、同水上言さん(44)の2人が訓練中の介助犬2頭とともに来所し、桜井さんは実際に献血、水上さんは献血者にふんした。介助犬も一緒に採血室に入り、献血が終わるまで約15分間、ベッド脇でおとなしく待機していた。

補助犬への対応は都道府県単位の血液センターに任され、大半の血液センターは、採血室を「清潔区域」として、ペットなどと同様に補助犬も立ち入り禁止にしてきた。

しかし、「障害者への不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求める障害者差別解消法が今年4月から施行されたのを受けて、日赤でも対応の検討を始めている。

県赤十字血液センターの北折健次郎・献血推進二部長(57)は「補助犬は障害者の体の一部。障害者が普通に入れる場所は補助犬も同じとするべきで、衛生面でも問題はない」と語り、他の献血ルームでも受け入れを進めたいという。

盲導犬と来所していた三林千巻さん(43)（名古屋市中川区）は「毎月、献血に来ていますが、わずかな時間とはいえ、離れ離れになるのは私も盲導犬も不安なもの。採血室まで一緒に入れるのはとてもありがたい」と語っていた。

中日新聞　平成 28 年 8 月 23 日掲載

中日新聞　2016年(平成28年)8月23日(火曜日)　12版　32

献血 そばに介助犬

実現へ検証

名駅の施設で

障害者差別解消法が四月に施行されたことを受け、献血の採血時も介助犬や盲導犬と一緒にいられるようにするため、愛知県赤十字血液センターは二十二日、名古屋・名駅の献血ルームで、介助犬の訓練犬を使って入室試験や職員態勢を検証した。

日本介助犬協会によると、医療機関では他の利用者への配慮などから犬の同伴を断られる例が多い。名駅の献血ルームには毎月、盲導犬の利用者が訪れるが、これまでは採血前に入る問診室で盲導犬を待機させ、利用者は職員が助けしていた。

機器では新たに作った対応マニュアルに基づいて、介助犬などの利用者用に、一緒に乗れる採血ベッドを指定、介助犬専用のトレーナーが車いすなどで乗降に献血をして、犬が待機する部屋や、引き綱が作業の邪魔にならないかなどを確認した。

センター献血推進二部の北折健次郎部長(57)は「犬アレルギーの来室者への対応などを今後の課題はあるが、受け入れを前提に、県内八カ所の他の献血室と情報を共有していきたい」と話した。厚生労働省によると、受け入れに法的義務はなく、判断は施設に委ねられている。

障害者でトレーナーの隣に寄り添う介助犬の訓練犬＝二日、名古屋・名駅の献血ルームタワーズ20で

6. 資料

◆参考資料

医療機関における補助犬同伴受け入れマニュアル

日本介助犬アカデミー　2004 年発行

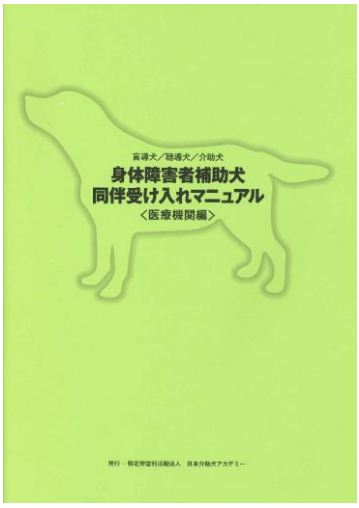

ダウンロードページ：http://www.jsdrc.jp/jsdrc_doc_manual/manual_iryo/

◆ ホームページ等

- 厚生労働省ホームページ
  http://www.mhlw.go.jp/
- 厚生労働省補助犬ページ
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html
- 内閣府　政府インターネットテレビ　「徳光＆木佐の知りたいニッポン！」
  https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6301.html
- 株式会社ミライロ
  http://www.mirairo.co.jp
- 社会福祉法人日本介助犬協会
  http://s-dog.or.jp

6. おわりに

本マニュアルを手に取ってご覧いただきましたことに心より感謝申し上げます。

介助犬使用者にとって診療所や病院は必要不可欠な場所ですが、飲食店などと同じように受け入れてもらえないこともあり、自由には選択することが出来ません。一方、医療従事者は全ての患者の安全と適切な配慮・対応を求められ、かつ重要な個人情報を扱う特殊な環境の中にありますが、一般の方々にはそのような特殊な環境、特殊な状況に置かれていることを十分理解されていないと感じることがあります。医療従事者には障がい者を差別する意識など微塵もないのに、無理解や誤解のギャップが障がい者にとって「差別」と感じることに繋がるのではないかと思うことも少なくありません。

介助犬は清潔で安全に管理され、他の方々に迷惑をお掛けすることはありません。「他の患者さんが怖いと思うかもしれない」「おとなしく待てないかもしれない」と、同伴を拒否するのではなく、補助犬法の内容を理解していただくとともに、各々の状況でどのようなことを問題視しているかを介助犬使用者に問い合わせて下さい。

迷惑をかけないことが補助犬法の原則です。必ず使用者は自らが判断して同伴するか否か、どのような方法で同伴するかを判断出来るように訓練を受けているはずなのです。

ちなみに、本マニュアルに掲載している事例は、これまでの私どもの実績と経験に基づくものですので、医療機関の多様な現場全てに対応しているものとは考えていません。何か課題や支障があると感じられる表現や場面がありましたら、是非今後の参考にさせていただきたく、当協会にご意見をお寄せ下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

本マニュアルを作成するにあたりまして、
撮影・執筆等にご協力とご意見を賜りました病院様に深謝申し上げます。
（アイウエオ順）

医療法人恵仁会　松島病院大腸肛門病センター

医療法人上善会　かりゆし病院

国立障害者リハビリテーションセンター病院

国立病院機構　箱根病院

耳鼻咽喉科葛が谷こまクリニック

聖マリアンナ医科大学病院

独立行政法人労働者健康安全機構　吉備高原リハビリテーションセンター

福山ファミリー歯科クリニック

本郷眼科・神経内科

社会福祉法人　日本介助犬協会
介助犬受け入れマニュアル作成委員一同

医療機関向け

介助犬同伴受け入れマニュアル

～安心して受け入れるために知ってほしいこと～

2017 年　12 月発行

編集・発行　社会福祉法人　日本介助犬協会
本部
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-9
新横浜フジカビル 3F
TEL 045-476-9005　FAX 045-476-9006

介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～
〒480-1311 愛知県長久手市福井 1590-51
TEL 0561-64-1277　FAX 0561-64-1278
E-MAIL：info@s-dog.jp

©J.S.D.A. 2017.12
社会福祉法人日本介助犬協会が発行する全ての印刷物の著作権は日本介助犬協会が所有し、無断で複製・販売することは固くお断りいたします。

人にも動物にも優しく楽しい社会を目指して

社会福祉法人 日本介助犬協会

この事業は、中央共同募金会のご助成により行ったものです。